

町田市指導監査基準（指定介護予防支援）

○根拠法令

「法」＝ 介護保険法（平成9年11月7日法律第123号）

「規則」＝ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「市条例」＝ 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年3月31日町田市条例第9号）

「解釈通知」＝ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発0331003号 老老発0331016号 厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）

「留意事項」＝ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老福発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとなっているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町田市（以下「市」という。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めているか。</p> <p>(5) 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>法第80条第1項</p> <p>市条例第3条第1項</p> <p>市条例第3条第2項</p> <p>市条例第3条第3項</p> <p>市条例第3条第4項</p> <p>市条例第3条第5項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第2 人員に関する基準	<p>(6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>	<p>市条例第3条第6項</p> <p>法第81条第1項 市条例第5条 解釈通知第2の2(1)</p> <p>市条例第6条第1項</p> <p>市条例第6条第2項 解釈通知第2の2(2)</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
第3 運営に関する基準	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(7)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>市条例第7条第1項 解釈通知第2の3(1)</p> <p>市条例第7条第2項</p> <p>市条例第7条第3項</p> <p>市条例第7条第4項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(5) (4) に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとなっている。</p> <p>(6) (4) ①の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者は、(4) の規定により (1) に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ① (4) 各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式</p> <p>(8) (7) の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、(1) に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく、指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>市条例第7条第5項</p> <p>市条例第7条第6項</p> <p>市条例第7条第7項</p> <p>市条例第7条第8項</p> <p>市条例第8条</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>4 受給資格等の確認</p> <p>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとしているか。</p> <p>5 要支援認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>6 身分を証する書類の携行</p> <p>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>7 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>市条例第9条</p> <p>市条例第10条</p> <p>市条例第11条第1項 解釈通知第2の3(4)①</p> <p>市条例第11条第2項 解釈通知第2の3(4)②</p> <p>市条例第11条第3項 解釈通知第2の3(4)③</p> <p>市条例第12条 解釈通知第2の3(5)</p> <p>市条例第13条 法第80条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、法施行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、領収証に、指定介護予防支援について、利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>8 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>9 指定介護予防支援の業務の委託</p> <p>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しているか。</p> <p>① 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>② 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p> <p>③ 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>④ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、市条例第3条、第2章及び第3章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>10 法定代理受領サービスに係る報告</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。</p>	<p>市条例第14条 解釈通知第2の3(7)</p> <p>市条例第15条 解釈通知第2の3(8)</p> <p>市条例第16条第1項 解釈通知第2の3(9)①</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しているか。</p> <p>11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付</p> <p>指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p> <p>12 利用者に関する市への通知</p> <p>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>13 管理者の責務</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者が市条例第2章及び第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>14 運営規程</p> <p>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域</p>	<p>市条例第16条第2項 解釈通知第2の3(9)②</p> <p>市条例第17条 解釈通知第2の3(10)</p> <p>市条例第18条 解釈通知第2の3(11)</p> <p>市条例第19条第1項</p> <p>市条例第19条第2項</p> <p>市条例第20条 解釈通知第2の3(12)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項</p> <p>15 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しているか。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>15の2 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>16 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>市条例第21条第1項 解釈通知第2の3(13)①</p> <p>市条例第21条第2項</p> <p>市条例第21条第3項 解釈通知第2の3(13)②</p> <p>市条例第21条第4項</p> <p>市条例第21条の2第1項 解釈通知第2の3(14)①②</p> <p>市条例第21条の2第2項 解釈通知第2の3(14)③④</p> <p>市条例第21条の2第3項</p> <p>市条例第22条 解釈通知第2の3(15)②</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防支援事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切な設備として、相談、サービス担当者会議等に対応するための相談室またはパーテーション等により設けた相談スペースを確保しているか。</p> <p>17 従業者の健康管理</p> <p>指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>17の2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p> <p>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。</p> <p>18 掲示</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>19 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>市条例第23条</p> <p>市条例第23条の2 解釈通知第2の3(16)</p> <p>市条例第24条第1項 解釈通知第2の3(17)</p> <p>市条例第24条第2項</p> <p>市条例第25条第1項 解釈通知第2の3(18)①</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>—</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p>	市条例第 25 条第 2 項 解釈通知第 2 の 3(18)②	C
	<p>(3) 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（市条例第 33 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	市条例第 25 条第 3 項 解釈通知第 2 の 3(18)③	C
	<p>20 広告</p> <p>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものではないか。</p>	市条例第 26 条	B 又は C
	<p>21 介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。また、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の担当職員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けるべき旨の指示をしていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。また、担当職員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けていないか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>市条例第 27 条第 1 項 解釈通知第 2 の 3(19)①</p> <p>市条例第 27 条第 2 項 解釈通知第 2 の 3(19)②</p> <p>市条例第 27 条第 3 項 解釈通知第 2 の 3(19)③</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
	<p>22 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。なお、指定介護予防支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p>	市条例第 28 条第 1 項 解釈通知第 2 の 3(20)①	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。また、指定介護予防支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。なお、条例第9号第31条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。</p> <p>(5) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行っているか。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>23 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>23の2 虐待の防止</p> <p>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p>	<p>市条例第28条第2項 解釈通知第2の3(20)②</p> <p>市条例第28条第3項、第4項 解釈通知第2の3(20)③</p> <p>市条例第28条第5項</p> <p>市条例第28条第6項、第7項</p> <p>市条例第29条第1項 解釈通知第2の3(21)</p> <p>市条例第29条第2項</p> <p>市条例第29条第3項</p> <p>市条例第29条の2 解釈通知第2の3(23)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>① 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>24 会計の区分</p> <p>指定介護予防支援事業者は、各指定介護予防支援事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p> <p>25 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 条例第9号第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 市条例第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 市条例第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 市条例第33条第16号に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ 市条例第33条第17号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>③ 市条例第18条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 市条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 市条例第29条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p> <p>26 指定介護予防支援の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。</p>	<p>市条例第30条</p> <p>市条例第31条第1項</p> <p>市条例第31条第2項 解釈通知第2の3(24)</p> <p>市条例第32条第1項</p> <p>市条例第32条第2項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>27 指定介護予防支援の具体的取扱方針</p> <p>(1) 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を介護予防サービス計画に含めるよう努めているか。</p> <p>(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。</p> <p>ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理</p> <p>(7) 担当職員は、(6)に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>市条例第32条第3項</p> <p>市条例第33条第1号</p> <p>市条例第33条第2号 解釈通知第2の4(1)②</p> <p>市条例第33条第3号 解釈通知第2の4(1)③</p> <p>市条例第33条第4号 解釈通知第2の4(1)④</p> <p>市条例第33条第5号 解釈通知第2の4(1)⑤</p> <p>市条例第33条第6号 解釈通知第2の4(1)⑥</p> <p>市条例第33条第7号 解釈通知第2の4(1)⑦</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(8) 担当職員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。</p> <p>(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p> <p>(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しているか。</p>	<p>市条例第33条第8号 解釈通知第2の4(1)⑧</p> <p>市条例第33条第9号 解釈通知第2の4(1)⑨</p> <p>市条例第33条第10号 解釈通知第2の4(1)⑩</p> <p>市条例第33条第11号 解釈通知第2の4(1)⑪</p> <p>市条例第33条第12号 解釈通知第2の4(1)⑫</p> <p>市条例第33条第13号 解釈通知第2の4(1)⑬</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、当該介護予防サービス計画の実施状況の把握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科技師又は薬剤師に提供しているか。</p> <p>(16) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しているか。</p> <p>(17) 担当職員は、(14)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 少なくとも3月に1回、3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(18) 担当職員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。また、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めているか。</p> <p>(19) (3)から(13)までの規定は、(14)に規定する介護予防サービス計画の変更について準用しているか。</p> <p>(20) 担当職員は、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。また、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等を行っているか。</p>	<p>市条例第33条第14号 解釈通知第2の4(1)⑭</p> <p>市条例第33条第15号 解釈通知第2の4(1)⑮</p> <p>市条例第33条第16号 解釈通知第2の4(1)⑯</p> <p>市条例第33条第17号 解釈通知第2の4(1)⑰</p> <p>市条例第33条第18号 解釈通知第2の4(1)⑱</p> <p>市条例第33条第19号 解釈通知第2の4(1)⑲</p> <p>市条例第33条第20号 解釈通知第2の4(1)⑳</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(21) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所を希望する要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p> <p>(22) 担当職員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めているか。</p> <p>(23) (22) の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しているか。</p> <p>(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。また、医療サービス以外の指定介護予防サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等を介護予防サービス計画に位置付ける場合にあつて、当該指定介護予防サービス後に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、担当職員は、当該留意点を尊重して介護予防支援を行っているか。</p> <p>(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p> <p>(26) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。</p> <p>(27) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p> <p>(28) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。</p>	<p>市条例第33条第21号 解釈通知第2の4(1)㉔</p> <p>市条例第33条第22号 解釈通知第2の4(1)㉔</p> <p>市条例第33条第23号 解釈通知第2の4(1)㉔</p> <p>市条例第33条第24号</p> <p>市条例第33条第25号 解釈通知第2の4(1)㉔</p> <p>市条例第33条第26号 解釈通知第2の4(1)㉔</p> <p>市条例第33条第27号 解釈通知第2の4(1)㉔</p> <p>市条例第33条第28号 解釈通知第2の4(1)㉔</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(29) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。</p> <p>(30) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議（地域ケア会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。</p> <p>28 介護予防支援の提供に当たっての留意点</p> <p>(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指しているか。</p> <p>(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援しているか。</p> <p>(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有しているか。</p> <p>(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮しているか。</p> <p>(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用しているか。</p> <p>(6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮しているか。</p> <p>(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとしているか。</p> <p>(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めているか。</p>	<p>市条例第33条第29号</p> <p>市条例第33条第30号 解釈通知第2の4(1)㉕</p> <p>市条例第34条第1号 解釈通知第2の4(2)①</p> <p>市条例第34条第2号 解釈通知第2の4(2)②</p> <p>市条例第34条第3号 解釈通知第2の4(2)③</p> <p>市条例第34条第4号 解釈通知第2の4(2)④</p> <p>市条例第34条第5号 解釈通知第2の4(2)⑤</p> <p>市条例第34条第6号</p> <p>市条例第34条第7号 解釈通知第2の4(2)⑦</p> <p>市条例第34条第8号 解釈通知第2の4(2)⑧</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
<p>第4 変更の届出等</p> <p>第5 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第129号の別表「指定介護予防支援介護給付費単位数表」により算定しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示93号(厚生労働大臣が定める1単位の単価)に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) により指定介護予防支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 初回加算</p> <p>指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>3 委託連携加算</p> <p>指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>法第115条の25第1項 規則第140条の32、規則第140条の37第1項及び第2項</p> <p>法第82条第2項 規則第140条の37第3項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p> <p>報酬告示別表ロ注 留意事項第2の11(1)</p> <p>報酬告示別表ハ注 留意事項第2の11(2)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>